

橋本市告示第 72 号

橋本市お試し滞在支援事業実施要綱を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 29 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市お試し滞在支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市内への移住を促進することにより地域の活性化を図るため、市内への移住を目的として市内に滞在する移住希望者に対し、予算の範囲内で、橋本市お試し滞在支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、橋本市補助金等交付規則(平成 20 年橋本市規則第 8 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 市に転入(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 22 条第 1 項に規定する転入をいう。)をすることをいう。
- (2) 移住コンシェルジュ 移住相談の窓口業務を行う職員として市が設置する者をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業を行う施設をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 6 項第 4 号に該当する営業を行う施設を除く。
- (4) 滞在 市内の宿泊施設を有料で利用すること。
- (5) 同行者 補助対象者が補助対象活動を行おうとする場所に同行する者。
ただし、県外に居住する者であって、補助対象者の 1 親等内の親族又は補助対象者とともに移住して生活を共にすることを見込まれる者に限る。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、県外に居住する者のうち、市内への移住を検討し、第 5 条に定める活動を行う者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象外とする。

- (1) 市内の事業所等への就職又は転勤が決まっている者
- (2) 学術研究の目的で滞在する予定の者
- (3) 市町村税を滞納している者
- (4) 同一年度に同行者として補助金の交付を受けている者

(事前相談)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、滞在前に、移住コンシェルジュに次条に定める補助金の交付の対象となる活動(以下「補助対象活動」という。)について、相談を行わなければならない。

(補助対象活動)

第5条 補助対象活動は、次の各号に掲げる活動とする。

- (1) 市内に滞在する期間中に、移住コンシェルジュからまち案内及び移住相談を受ける活動
- (2) 次に掲げる活動のうち、移住コンシェルジュと前条の規定による事前相談で決定したもの
 - ア 過去に市内に移住した者を訪問する活動
 - イ 地域の関係者を訪問する活動
 - ウ 仕事関係者(就職希望先等)を訪問する活動
 - エ 住まい関係者(空き家所有者、不動産事業者等)を訪問する活動又は空き家の現地確認を行う活動
 - オ 家族が就学することを目的とした活動
 - カ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める活動

(補助対象経費等)

第6条 補助金は、前条に掲げる活動のために要する宿泊費に対して交付するものとし、補助対象経費等は、別表に定めるとおりとする。ただし、同一年度に補助対象経費の対象とできる回数は、補助対象者(同行者として補助金の交付を受けた者を含む。)につき1回とする。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を希望する者(以下「申請者」という。)は、橋本市お試し滞在支援補助金交付申請書兼活動報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動実績報告書(様式第2号)
- (2) 補助対象者及び同行者の住民票の写し(発行日から1月以内のもの)
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 補助対象者及び満18歳以上の同行者の直近1年分の市町村税の滞納がないことを証明する書類(発行日から1月以内のもの)

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、補助金の交付の適否を審査し、その交付又は不交付について決定するものとする。

2 前項の規定により当該補助金の交付を決定した場合にあっては、市長はその額についても併せて決定するものとし、また適正な交付を行うため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、橋本市お試し滞在支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条第3項の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、橋本市お試し滞在支援補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の請求書の提出を受けて、補助金を交付することができる。

(返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(事業対象施設)

第12条 この事業の対象施設(以下「事業対象施設」という。)に登録できる宿泊施設は、宿泊施設周辺の住環境等について案内ができ、かつ、市の移住促進事業に協力できる市内に所在する宿泊施設とする。

(事業対象施設の登録申込み等)

第13条 事業対象施設として登録を希望する宿泊施設を経営する者は、お試し滞在支援事業対象施設登録(新規・変更)申込書(様式第5号。以下「登録申込書」という。)に宿泊施設であることの証明ができるものを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、適切であると認めるときは事業対象施設に登録する。

- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、お試し滞在支援事業対象施設登録完了通知書(様式第6号)により当該申込者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による登録の通知を受けた者(以下「登録宿泊施設」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、登録申込書に登録事項の変更内容を記載して、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(宿泊施設の登録抹消)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録宿泊施設の登録を抹消することができる。

- (1) 登録宿泊施設からお試し滞在支援事業対象施設登録抹消届出書(様式第7号)の提出があったとき。
- (2) 申込内容に虚偽があったとき。
- (3) 登録宿泊施設が営業を停止し、又は倒産したとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、お試し滞在支援事業対象施設登録抹消通知書(様式第8号)により当該登録宿泊施設に通知する。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額
宿泊費	登録宿泊施設における補助対象者の宿泊費(同行者2人までの宿泊費を含む。)	補助対象経費の2分の1(100円未満の端数切捨て)	1人1泊3,000円(年額45,000円6を上限とし、1申請当たり5泊までとする。)

橋本市お試し滞在支援補助金交付申請書兼活動報告書

年 月 日

(あて先)橋本市長

住所

氏名

連絡先

橋本市への移住を目的とした市内滞在を実施したいので、橋本市お試し滞在支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

交付申請額	円
-------	---

なお、この申請に当たり、下記のことについて事実と相違することが判明した場合や、橋本市お試し滞在支援補助金交付要綱第3条に規定する補助対象者に該当しないことが判明した場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

- ・納期限が到来している債務(市税除く。)はありません。なお、このことに関する納入状況の調査を承諾します。
- ・市に転入(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をいう。)をすることを目的とします。なお、このことに関する調査を承諾します。
- ・橋本市お試し滞在支援事業交付要綱第3条各号に該当しません。

関係書類

- 1 活動実績報告書(様式第2号)
- 2 補助対象者及び同行者の住民票(発行日から1月以内のもの)
- 3 補助対象経費に係る領収書の写し
- 4 補助対象者及び満18歳以上の同行者の直近1年分の市町村税の滞納がないことを証明する書類(発行日から1月以内のもの)

活動実績報告書

ふりがな		生年月日
申請者 氏名		年 月 日(満 歳)
住所	(〒 —)	

1 申請者

ふりがな		生年月日
申請者 氏名		年 月 日(満 歳)
住所	(〒 —)	
ふりがな		生年月日
申請者 氏名		年 月 日(満 歳)
住所	(〒 —)	

2 同行者

3 内容

滞在実施日	年 月 日～ 月 日	宿泊施設名	
宿泊費実費額	円(1日当たり)	宿泊費実費の 1/2の額(A)	00円
宿泊数(B)	泊 日	宿泊人数(C)	名
補助金額	(A) × (B) × (C) 00円 (100円未満切り捨て)		

※(A)1泊あたり最大3000円 (B)最大5泊まで(C)最大3名まで

4 補助対象活動

活動日	活動内容
年 月 日	【必須】滞在前に、移住コンシェルジュに相談を行った
年 月 日	【必須】滞在初日から当該申請を行うまでの間に、移住コンシェルジュのまち案内及び面会し、移住相談を受けた
年 月 日	【必須】滞在初日から当該申請を行うまでの間に、移住コンシェルジュのまち案内及び面会し、移住相談を受けた
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

まち案内を受けたことがある者の場合 移住コンシェルジュと事前相談をした上で決定した次に掲げるいずれかの活動

- ア、過去に市内に移住した者を訪問する活動
- イ、地域の関係者を訪問する活動
- ウ、仕事関係者(就職希望先等)を訪問する活動
- エ、住まい関係者(空き家所有者、不動産事業者等)を訪問する活動又は空き家の現地確認を行う活動
- オ、家族が就学すること目的とした活動
- カ、前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める活動

活動をして移住について感じたこと

第 号
年 月 日

橋本市お試し滞在支援補助金交付(不交付)決定通知書

様

橋本市長

年 月 日付けで申請のあった橋本市お試し滞在支援補助金について、下記のとおり決定しましたので、橋本市お試し滞在支援補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

交付の決定	交 付 ・ 不 交 付
交付決定金額	金 円
不交付の理由 (不交付の場合)	

発行担当者 ○○課 ○○係 ○○ ○○

橋本市お試し滞在支援補助金交付請求書

(あて先)橋本市長

住 所

氏 名

電話番号

橋本市お試し滞在支援補助金交付要綱第 9 条の規定により、補助金を請求します。

記

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
交付決定金額	金 円		
補助金交付請求額	円		
振 込 先	金融機関名		
	支 店 名		
	口座番号	普通・当座番号	
	フリガナ		
	口座名義		

お試し滞在支援事業対象施設登録(新規・変更)申込書

(あて先)橋本市長

(申請者)

住 所 〒

氏 名

電 話 番 号

橋本市お試し滞在支援補助金交付要綱に定める趣旨等を理解し、登録施設となるため、第13条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、市に提出する書類の記載内容について、偽りがないこと及び記載内容について変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ることを誓約します。

記

名 称		代 表 者 氏 名	
所 在 地			
営 業 の 種 別		許 可 日	
電 話 番 号			
客室及びその定員			
メールアドレス			
ホームページ等			
添 付 書 類			
市への移住促進に向けて積極的に協力し、希望がある場合 宿泊施設周辺の住環境等についても案内します。			はい ・ いいえ
暴力団、暴力団員と密接な関係はなく、これらは経営にも 関与していません。			はい ・ いいえ

お試し滞在支援事業対象施設登録完了通知書

(登録施設) 様

橋本市長

年 月 日付けで申請のあった施設登録については、次のとおり(登録・却下)したので
橋本市お試し滞在支援補助金交付要綱第 13 条第 3 項の規定により通知します。

登録番号	第 号
登録日	年 月 日
却下の理由	

お試し滞在支援事業対象施設登録抹消届出書

(あて先)橋本市長

(申請者)

住 所 〒

施 設 名

氏 名

電 話 番 号

下記の理由により施設登録を取り消したいので、橋本市お試し滞在支援事業実施要綱第14条の規定により届出します。

記

登録番号	第 号
取消理由	

以上

第 号
年 月 日

お試し滞在支援事業対象施設登録取消通知書

(登録施設) 様

橋本市長

年 月 日付けで申請のあった登録については、橋本市お試し滞在支援事業実施要綱第 14 条の規定により登録取消しますので通知します。

登録番号	第 号
取消日	年 月 日